

# 市民活動助成金の手引き

みんなが主役のまちづくりを進めるため、本巢市では市民活動助成金をご用意しています。



## ★市民活動助成金とは

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献するなどの市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な事業について財政支援を行い、団体活動の活性化や市民活動の拡充を図っていくための制度です。

明るい未来のために、広く市民が参加できる、希望に満ちた事業の応募をお待ちしています!

## 応募資格

★次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 5人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること。
- (3) 主な活動が市内で行われていること。

## 助成の種類・助成額

### ★市民活動ステップアップコース

年間を通して計画的に実施され、複数年の継続した活動により実施される事業に対し助成します。ただし、助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限りとします。

助成金の補助率					限度額
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	200,000円
90%以内	80%以内	70%以内	60%以内	50%以内	

### ★市民活動フォローアップコース

ステップアップコースの助成を5回受けられた事業であって、以降も自主財源を確保し※1、地域課題解決を図るために継続して実施される事業に対し助成します。

ただし、助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限りとします。

助成金の補助率					限度額
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	150,000円
30%以内					

### ★市民提案イベント実施コース※2

助成対象団体が自主的、主体的に企画実施する公益性の高いまちづくり事業に対し助成します。ただし、継続性がない、又は低いものに限りません。

助成金の補助率	限度額
100%	500,000円

### ★市提示事業協働実施コース

市が提示する、地域課題の解決及び地域の活性化を図る協働事業で、助成対象団体が主体的に実施するものに対し助成します。

助成金の補助率	限度額
100%	事業ごとに市が提示した額

※1 自主財源は当該事業収支の収入項目において、「事業による収入」及び「自己資金」の合計とし、自主財源が事業費の3分の2以上であることを条件とします。

※2 市民提案イベント実施コースについては、市が開催する企画提案発表会でプレゼンをしていただき、本溪市市民活動助成金審査会において、その内容を審査し、助成額等を決定します。

## 対象とならない事業

★以下の事業は対象となりません。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

## 助成の対象となる経費

★事業に必要な経費で以下の経費を対象とします。

項目	助成対象経費
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼
旅費	講師、専門家、出演者等の交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、印刷製本費、食糧費等（食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
備品購入費	1品当たり3万円を超えないもの
その他経費	その他、市長が必要と認める経費

事業に直接関係のある工事などの経費も対象としますが、原材料を購入し、その事業のプロセスにおいて、地域住民が主体となって作業（ワークショップ等）を行うものは、ソフト事業の経費と定義しています。

なお、次に掲げるものは、上記に関わらず対象経費とはなりません。

- (1) 食事及び飲み物のうちアルコール類
- (2) 商品券等の金券の購入代金（※もとまる商品券等、市と協議の上必要と判断できる場合を除く）
- (3) 旅行を目的としたイベント等の旅費
- (4) 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- (5) 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）
- (6) 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- (7) その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切でないと認めた経費等

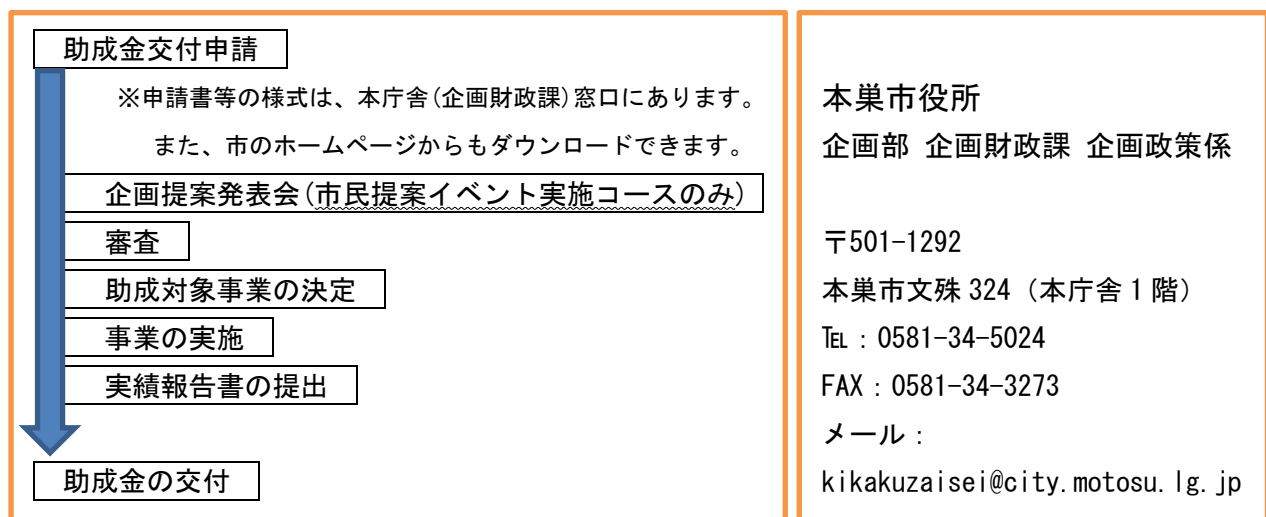
## 助成金の交付

★助成金の交付は、事業が完了した後、実績報告書と請求書の提出に基づき交付します。

また、事業開始前に交付する概算払いの方法もあります。

## 申請（応募）から交付までの流れ

## 問い合わせ



## 市民活動助成金 Q & A

Q すでに実施している事業についても助成対象になりますか？

A 対象になります。

ただし、助成を受けることによって、どのように活動の幅が広がり、どのような成果が期待できるかという点を明確にしてください。

Q 当該事業について、国や県、民間事業者など、他からの助成を受けている場合は対象になりますか？

A 他の助成金の不足分について対象になります。

重複して助成することを避けるため、事業収支予算書の「対象外経費」欄に他の助成金を充当した経費について、その内訳や金額を明記してください。それ以外の経費が本巢市市民活動助成金の対象となります。

Q イベント実施コースの申請時に行われる「企画提案発表会」の審査内容は？

A 以下5項目について審査します。

イベント実施コースを申請される場合は「企画提案発表会」に必ず参加してください。

目的の公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・問題意識は明確で、社会状況、市民ニーズなどに即しているか。</li><li>・目指す姿（ビジョン）が明確であるか。</li></ul>
方法の独創性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画に創意工夫が見られるか。</li><li>・主体性があり、今後市全域に広がる先例や手本となりえるものか。</li></ul>
方法の公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・広く市民が参加できるか。</li><li>・協働の視点が盛り込まれているか。</li></ul>
予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・予算計画は適切か。</li><li>・事業費及び使途は適切か。</li></ul>
効果性	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会への効果の広がりが期待できるか。</li></ul>

Q 事業開始前に購入した消耗品等も対象になりますか？

A 対象になります。

当該事業に必要な経費であれば、事業開始前の支出についても対象とします。ただし、団体の日常的な運営に必要なものについては対象となりません。

Q 備品について、2万円の備品を2品購入した場合は対象になりますか？

A 対象になります。

備品購入費については、「1品あたり3万円を超えないもの」を対象としており、品数については制限していません。ただし、当該事業に必要な備品に限ります。

Q 予算以上に経費がかかってしまった場合に助成金は増額してもらえますか？

A 増額はできません。

交付決定額を超えて交付することはできませんので、予算算定時にできるだけ正確に算定するようにしてください。

Q 予算以下で事業を終えた場合に助成金は減額されますか？

A 原則として減額されます。

助成金の交付額は、以下の計算式によって算出されます。

$$\underline{(\text{助成対象経費} - \text{事業による収入}) \times \text{補助率} = \text{助成金交付額}}$$

そのため、予定していた行事の回数が減ったり、備品等の購入が安く済んだりした場合など、「助成対象経費」が減った場合は、それに伴って助成金も減額されます。

ただし、「事業による収入」については、予算時より収入が増えたことによって交付額が減額されることはありません。詳しくは、事業収支決算書の計算欄をご覧ください。

Q 実績報告書作成時(精算時)に全ての領収書が必要ですか？レシートで代用できますか？

A 対象経費(人件費や交通費も含む)については、全て領収書が必要です。

正しい領収書がないものは、経費として計上できません。また、原則として、レシートでの代用は認めていませんので、出来る限り領収書を受け取るようにしてください。

Q 実績報告書の添付資料には何が必要ですか？

A 事業実施の際に撮影した写真や、パンフレット、チラシなど事業内容が分かるものを添付してください。

その他、企画財政課で随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。